

# インボイス発行事業者の登録について、検討中の皆様へ

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月31日までにインボイス発行事業者の登録申請が必要です。なお、登録は任意です。

事業者ですが、今、何をすればいいの？



売上先（取引の相手方）がインボイスを求めているか確認してみましょう。  
※ 売上先が消費者であれば、インボイスは必要ありません。

売上先（取引の相手方）はインボイスを求めています。どうすればいいの？






インボイスの発行は、インボイス発行事業者にしかできません。  
インボイス発行事業者になるためには、税務署に申請し登録を受ける必要があります。

登録した場合としない場合では、何が違うの？



下の表のような違いがあります。

	インボイス発行事業者の登録をした場合	インボイス発行事業者の登録をしない場合
消費税申告の要否	 <b>必要</b> (登録を取りやめない限り、申告が必要。)	免税事業者の場合、 <b>不要</b> (免税事業者以外の場合、 <b>必要</b> ) ※ 免税事業者…2年前の課税売上高が1,000万円以下の事業者
インボイスの発行	 <b>できる</b>	 <b>できない</b>

## お問い合わせ先

- インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。

**専用ダイヤル 0120-205-553（無料）**

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）は、事前予約が必要です。最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、予約をお願いします。

特設サイト

